

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様
上山市教育委員会教育長 横 戸 隆 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査等の対象

上山市北部地区公民館運営協議会、上山市中部地区公民館運営協議会、
上山市南部地区公民館運営協議会
施設名 北部地区公民館、中部地区公民館、南部地区公民館

4 監査期日

令和6年6月4日、5日

5 監査等の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

各公民館の指定管理者となり3年目の事業運営として、地域のつながりを生かした公民館活動を実施していることに敬意を表します。

今後、新たな利用者を勧誘する地域特性を活かした事業を展開し、幅広い年代に多様な学習の機会を提供する取組を期待します。